



公 示

須崎市農業委員会公示第 4 号

「農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、別段の面積を 30 アールと定め、公示の日から施行する。」(平成 21 年 12 月 16 日付け)については、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

令和 5 年 3 月 30 日

須崎市農業委員会
会長 中西 修

